

平成十七年農林水産省・環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第六十九号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下「施行令」という。)において使用する用語の例による。

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。
- 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 厚生労働省、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 七 植物防疫官が植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第八条又は第十条に基づく

植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

八 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

九 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。

十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十号各号のいずれかに該当するに至つた場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至つた日(同条第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。

十一 第五号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。

十二 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十四 特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者(地域のボランティア)が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。

イ 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分供する施設に運搬すること。

ロ 当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとつていこと。

ハ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表、かつ、公表された次の事項に従つて当該防除を行う

ときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること(農業若しくは水産業を営むに当たつて行う場合又は森林の経営管理に当たつて行う場合は除く)。

(1) 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。

(2) 当該防除を実施する者

(3) 当該防除の実施日時及び実施場所

十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者(地域のボランティア)による防除等小規模な防除を行う者に限る。が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。

十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。

イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。

ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

十七 法第四章の二若しくは法第四章の三の規定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導(国土交通省の職員の指導にあつては、法第二十四条の七第一項に基づき策定される指針の内容に係るものに限る。)を受けた範囲での任意の協力により、特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定に

より行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。

二十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「鳥獣保護管理法」という。)第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

二十一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。

二十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一号の許可がなされていないものが当該指定の日から六月(その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をしないかどうかの処分がある日まで)を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

二十三 特定外来生物の指定の際現に行つてい

る国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

二十四 病気その他の他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となつた施行令附則第二条第一項の表の種の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実かつ適正に飼育することができる者に頒布(販売に該当する頒布を除く)しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること(あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養等する当該個体の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る)。

二十五 飼養している生物の餌として処分する

目的で、特定飼養等施設内において保管して

いた Procambarus clarkii (アメリカザリガニ) の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管するものであること(あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受ける総数量並びに譲受けの相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。)

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

二 教育

三 生業の維持

四 特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛玩又は観賞(当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。)

五 国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物(施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的

六 特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物(施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)を輸入して愛玩又は観賞する目的

七 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び連絡先(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先)

二 飼養等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

三 飼養等をする目的

四 飼養等施設に係る次に掲げる事項

イ 施設の所在地

五 施設の規模及び構造

イ 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項

ロ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

口 飼養等に係る管理体制

(1) 特定飼養等施設の点検方法

(2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となつた場合の対処方法

(3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既にしている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

二 前項の申請書には、飼養等しようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合には相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

三 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

四 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

六 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

七 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

八 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

九 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。

十 法第五条第一項の許可を受けた者(第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人)は、次に掲げる場合は、その日(第二号に掲げる者が死亡した場合には、その事実を知つた日)から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割(その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。)し、又は解散したとき。

三 第五項の規定により許可証の再交付を受け回復したとき。

四 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係る飼養等をする必要がなくなつたとき。

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。

二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

三 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等しようとする特定

外来生物の管理方法が不適当と認められること。

三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

四 法第九条の第三項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 法人であつて、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。

二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があつた場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。

イ 数量の変更があつた特定外来生物の種類及びその変更後の数量

ロ 数量の変更があつた年月日

ハ 数量の変更の事由

ニ 譲渡し等を行つた場合にあつては、当該譲渡し等を行つた相手方の住所、氏名、職業(相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)、許可番号及び許可年月日

ホ 輸入を行つた場合にあつては、その旨

ヘ 許可番号及び許可年月日

ト 数量の変更があつた特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報

チ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五十一条の許可を受けていることを明らかにするための措置であつて、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

（第五種共同漁業権に係る特例）

第九条 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する第五種共同漁業権を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面（同号の内水面をいう。）を法第五十三条第三項第二号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の場合における法第五十四条の規定による飼養等の許可の条件及び同条第五項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、前二条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

（飼養等の許可の失効）

第十条 法第五十一条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。）から三十日以内、その旨を

一 死亡したとき その相続人
二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつたとき
三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
五 許可に係る飼養個体の全てが死亡したとき その他の許可に係る飼養等をする必要がなくなったとき 当該許可を受けていた者（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合
六 第二条第二十四号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用されない者に對して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

（放出等の許可の申請）

第十一条の二 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
二 放出等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類
ロ 数量
ハ 放出等しようとする個体の入手方法
ニ 放出等をする目的
三 放出等に係る次に掲げる事項
四 放出等しようとする土地又は水面の所在地及び区域
ク 放出等しようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質
ハ 放出等しようとする期間
ニ 放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあつては、その内容を含む。）
ホ 放出等しようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意の有無
ヘ 申請者が法人の場合にあつては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業
五 放出等しようとする特定外来生物に係る法第五十一条の規定による許可の有無
六 放出等に伴い、鳥獣保護管理法その他法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）が必要な場合にあつては、当該許可等の有無

2 前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等しようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
3 法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第十一条の四の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したときは、主務大臣に申請をして、その出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
5 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
6 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

7 法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合は、その日（第二号を知つた日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。）
一 許可を取り消されたとき。
二 許可を受けた者が死亡し、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。
三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
四 許可に係る放出等をする必要がなくなったとき。

（放出等の許可の基準）
第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。
三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意を得ていること。

四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。
五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五十一条に基づく飼養等の許可を受けている。又は又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら

り、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
七 法第九条の第三項の規定により許可を取
り消され、その取消の日から起算して二年
を経過しない者でないこと。
八 法人であつて、その法人の役員のうち前
二号のいずれかに該当する者がないこと。
(放出等の許可証)

第十一条の四 法第九条の第二項の許可証の様
式は、様式第二のとおりとする。
(放出等の許可の失効)

第十一条の五 法第九条の第二項の許可を受け
た者が次の各号のいずれかに該当するに至つた
場合は、その許可は効力を失う。この場合にお
いて、それぞれ当該各号に定める者は、当該各
号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつ
ては、その事実を知つた日)から三十日以内
に、その旨を主務大臣に届け出なければなら
ない。
一 死亡したとき その相続人
二 法人が合併により消滅したとき その法人
を代表する役員であつた者
三 法人が破産手続開始の決定により解散した
とき その破産管財人
四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の
理由により解散したとき その清算人
(法第十条第三項及び法第十三条第四項の証明
書の様式)

第十二条 法第十条第三項及び法第十三条第四
項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を
示す証明書の様式は、様式第三のとおりとす
る。
第十三条 法第四項(法第十一条第一項の規定
による防除に伴い、法第十三条第一項の規定に
よる調査を行う場合に限る。)並びに法第十七
条の第三項及び法第十七条の五第三項におい
て準用する法第十三条第四項の規定により、地
方公共団体の職員が携帯すべきその身分を示
す証明書の様式は、様式第二のとおりとす
る。ただし、環境省の所管する法律の規定に基
づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示
す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年
環境省令第二号)別記様式による立入検査等を
する職員の携帯する身分を示す証明書の法令の
条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、
当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。
第十三条 法第四項の規定により、同条第一項
の規定による調査を委任された者が携帯すべき

その身分を示す証明書の様式は、様式第三の三
のとおりとする。
4 前項の規定は、法第十七条の第三項又は法
第十七条の五第三項において準用する法第十三
条第四項の規定により、法第十七条の第三項
又は法第十七条の五第一項の規定による調査を
委任された者が携帯すべきその身分を示す証明
書の様式について準用する。
5 第二項及び前項(都道府県知事又は市町村
(特別区を含む。以下同じ。)の長の事務に係る
部分に限る。)の規定は、都道府県又は市町村
の条例、規則その他の定め別段の定めがある
ときは、その限度において適用しない。
(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等
の内容の変更に係る許可の申請が、輕易なもの
であることその他の理由により第四条第二項の
規定により申請書に添付しなければならない図
面若しくは写真又は書類(以下この条において
「添付図面等」という。)の全部を添付する必要
がないと認められるときは、当該添付図面等の
一部を省略することができる。
(関係都道府県の意見聴取)

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をし、又は
これを変更しようとするときは、あらかじめ、
当該防除の公示の案を関係都道府県に送付する
ものとする。
2 関係都道府県は、前項の送付があつた場合に
おいて、法第十一条第二項の規定により主務大
臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣
等が指定する期日までに意見を提出するものと
する。
(公示事項)

第十五条 法第十一条第二項第五号及び法第十七
条の二第二項第三号の主務省令で定める事項
は、防除の目標その他防除に際し必要な事項と
する。
(防除の公示)
第十六条 法第十一条第二項の規定による公示
は、同項各号に掲げる事項を、インターネット
の利用その他適切な方法により公表するものと
する。
2 前項の規定は、法第十七条の二第二項の規定
による公示について準用する。
(防除の公示事項に関する同意)

第十七条 法第十一条第三項の規定による同意を
得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を

明示して書面又は電磁的方法による同意を得な
ければならない。
2 前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定
による同意について準用する。
(補償請求書)

第十八条 法第十四条第二項(法第十七条の第三
項又は法第十七条の五第三項において準用す
る場合を含む。)の規定による補償の請求は、
次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出
して行うものとする。
一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名)
二 補償請求の理由
三 補償請求額の総額及びその内訳
(負担金の徴収方法)

第十九条 主務大臣等は、法第十六条の規定によ
り費用を負担せよとするときは、負担させ
ようとする者の意見を聴かなければならない。
第二十条 法第十七条第一項の規定により主務大
臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した
費用を超えない額とし、その納付期限は、法第
十一条第一項の規定により主務大臣等が防除を
行つた日から相当の期間経過した日とする。
2 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が
督促状により指定する期限は、督促状を発する
日から起算して十日以上経過した日でなければ
ならない。

第二十一条 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が
徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・
七五パーセントの割合を乗じて計算した額とす
る。
3 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が
徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・
七五パーセントの割合を乗じて計算した額とす
る。
(防除の確認及び認定の基準)

第二十二条 法第十七条の四第一項の主務省令で
定める基準は、次に掲げる基準とする。
一 確認又は認定を受けようとする防除の実施
期間が、十年以下であること。
二 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体
制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に
万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除
き、捕獲等を行う区域における静穏を保持す
ること。

三 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
四 法に基づく防除を実施していることを証す
る書類を携帯すること。
五 防除による効果と地域の生態系への影響を
比較考量し、地域の生態系への影響が必要最
小限となるよう配慮すること。
六 防除を行う区域における防除の対象となる
特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生
物による被害状況の調査を行うこと。
七 防除実施計画書(第二十三条第二項に規定
する防除実施計画書をいう。第十六条におい
て同じ。)の範囲内で捕獲個体の飼養等をす
る場合には、そのための施設の構造及び強度
並びにその細目について、第五条第一項第一
号の基準及び同条第二項の規定による主務大
臣が告示で定める基準の細目に適合したもの
であること。ただし、捕獲個体をわな等に入
れたままで一時保管する場合であつて、逸出
防止の措置を講ずることとしているときはこ
の限りではない。
八 捕獲個体について、処分のための必要最小
限の一次的な保管又は運搬以外の飼養等に当
たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。
九 捕獲個体の飼養等しようとする者に譲渡
し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法
第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物
を適法に取り扱うことができる者又は法第五
条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受け
ている者(生業の維持の目的で許可を有する
者にあつては、譲り受けた個体を保管する事
業を行う者に限る。)であること。
十 防除に使用する捕獲器具等(銃器を除く。)と
ごに、見やすい場所に、法に基づく防除の
ための捕獲に使用されるものである旨、対象
とする特定外来生物の種類並びに実施者の住
所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を
表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ
等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をす
ることが困難な場合は、設置場所周辺に立て
札等の方法で標識を設置する方法によること
もできるものとする。
十一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、
錯誤捕獲の防止の観点から定期的になな等を
巡視すること。
十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の
下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、

その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼料への加工等適切に処分すること又は第九号に該当する者へ譲渡しをすること。

十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減及び効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。

十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

ロ 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

十五 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。

十六 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

十七 鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第一項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第一号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

イ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

ロ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

ハ 防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法第三十九条第一項に規定する狩猟免許を有する者とする。

ニ 従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していること認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができる。

二 鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

ホ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十条第三項第十号から第十三号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。

ト 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

十八 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

（防除の確認の申請）
第二十三条 市町村は、法第十七条の四第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 市町村の名称

二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等であつて緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果
四 前三号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準に適合することを示す事項

三 前項ただし書が適用される場合においては、第二十二条第一号中「十年」とあるのは「一年」と読み替えるものとし、第一項に基づき提出する申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

（意見聴取の期間）
第二十三条の二 法第十七条の四第二項及び第十八条第二項に規定する主務省令で定める期間は、二週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適当であると認められるときは、主務大臣は、二週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

（防除の確認等）
第二十四条 主務大臣は、市町村により提出された第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第三項の規定により同条第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載した同条第一項の申請書に限る。）が第二十二条に定める基準に適合していると認めたとときは、法第十七条の四第一項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。

二 前項の確認証の様式は、様式第四によるものとする。

三 防除の確認を受けた者は、第二十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項第三号の期間を延長するときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（防除の認定の申請）
第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第一項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 防除の対象となる特定外来生物の種類
三 防除を行う区域及び期間
四 防除の目標
五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人力的能力を有していることを示す事項

四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図つた結果

五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

六 前各号に掲げるもののほか、第二十二条各号の規定において定める基準に適合することを示す事項

（防除の認定等）
第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が第二十二条に定める基準に適合していると認めたとときは、法第十八条第一項の認定をするものとし、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

二 前項の認定証の様式は、様式第四によるものとする。

三 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（防除の確認及び認定に係る公示）
第二十七条 法第十七条の四第三項前段又は法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を

受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三條第一項各号又は第二十五條第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十七條の四第三項後段又は法第十八條第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(未判定外来生物)
第二十八條 法第二十一條の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等）についての法に基づき生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。とする。

一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
二 別表第二の種名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）
(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)

第二十九條 法第二十一條又は法第二十四條第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- 一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 学名
 - ロ 入手国
 - ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

- (1) 本来の生息地又は生育地の分布状況
 - (2) 文献その他の根拠を示す資料
- ニ その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

(移動の制限又は禁止の命令書)
第二十九條の二 主務大臣は、法第二十四條の二第二項又は法第二十四條の五第二項の規定によ

り移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第五による移動の制限又は禁止の命令書を交付しなければならない。
(消毒又は廃棄後の通知)

第二十九條の三 主務大臣は、法第二十四條の二第三項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所

2 前項の規定は、法第二十四條の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替へるものとする。
(消毒又は廃棄の命令書)

第二十九條の四 主務大臣は、法第二十四條の二第三項又は法第二十四條の五第三項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六の二による消毒又は廃棄の命令書を交付しなければならない。
(移動の制限又は禁止の命令の基準)

第二十九條の五 法第二十四條の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次のとおりとする。

- 一 移動の制限又は禁止の対象は、法第二十四條の二第一項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。
- イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着し、又は混入している生物が、法第二十四條の二第一項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要すると認められたものであること。
- ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了するまでの間に移動された場合、要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の拡散等により生態系等に係る被害を生じることがあること。

二 移動の制限は、第一号に該当し移動の制限又は禁止の命令の対象となる輸入品等又は施設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置き場所を指定すること。

ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置き場所を指定すること。

ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替へるものとする。

(種類名証明書の添付が不要な生物)
第三十條 法第二十五條第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官

二 別表第四の種名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物

三 無尾目に属する種（別表第三の第一の四のイに掲げる種を除く。）の幼生（証明書）

第三十一條 法第二十五條第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

(輸入場所の指定)
第三十二條 法第二十五條第二項の港及び飛行場は、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港及び鹿児島空港とする。

(法第二十六條第二項の証明書の様式)
第三十三條 法第二十六條第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)
第三十四條 法第二條第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、Myocastor

copypus (ヌートリア)、Procyon cancrivorus (カニクイアライグマ)、Procyon lotor (アライグマ)、Herpestes auripunctatus (フイリマングース)、Herpestes javanicus (ジャワマングース)、Mungos mungo (シママングース)、Muntiacus reevesi (キョン)、Leptomis macrochirus (ブルーギル)、Micropterus dolomieu (コクチバス)、Micropterus salmoides (オクチバス)、Anoplomorpha glabripenis (ツヤハダゴマダラカミキリ) については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第二十一条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という)を主務大臣に提出する場合において、「申請書等」というを環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあつては、環境大臣に提出することができる。

2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受領したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち、Leptomis macrochirus (ブルーギル)、Micropterus dolomieu (コクチバス)、Micropterus salmoides (オクチバス) 及び Anoplomorpha glabripenis (ツヤハダゴマダラカミキリ) に係るものを除く。以下同じ。)のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十

一号、第十二号(法第二十条第四項に規定する権限に限る。)、第十三号から第十八号まで、第二十六号(第二十三条第二項に規定する権限に限る。)、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項(法第九条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第九条の二第二項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十一条第一項に規定する権限(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。))附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十一条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除に係る権限を含む。

六 法第十三条第一項から第三項までに規定する権限

七 法第十七条の二第二項及び第四項に規定する権限

八 法第十七条の四第一項から第三項までに規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。)

九 法第十七条の六に規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。)

十 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。)

十一 法第十九条に規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。)

十二 法第二十条に規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。)

十三 法第二十四条の二第二項から第三項までに規定する権限

十四 法第二十四条の五第一項から第三項までに規定する権限

十五 法第二十四条の六に規定する権限

十六 法第二十四条の七第五項から第七項までに規定する権限

十七 法第二十六条第一項に規定する権限

十八 法第二十八条の二に規定する権限

十九 法第二十四条及び第二十五号に規定する権限

二十 法第四十三条第三項、第五項及び第七項から第十項までに規定する権限

二十一 第七条第二号に規定する権限(届出の受理に係るものに限る。)

二十二 第八条第二号に規定する権限(届出の受理に係るものに限る。)

二十三 第十条に規定する権限

二十四 第十一条の二第三項及び第五項から第七項までに規定する権限

二十五 第十一条の五に規定する権限

二十六 第二十三条第一項及び第二項に規定する権限

二十七 第二十三条の二に規定する権限

二十八 第二十四条第一項及び第三項に規定する権限

二十九 第二十五条に規定する権限

三十 第二十六条第一項及び第三項に規定する権限

三十一 第二十九条の二に規定する権限

三十二 第二十九条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

三十三 第二十九条の四に規定する権限

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

附則 抄

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附則(平成一七年九月二九日農林水産省・環境省令第五号)

第一条 この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

第二条 この省令の施行前に主務大臣が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律又はこれに基づく命令(以下「法令」という。)の規定によりした許可その他の処分(この省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(以下「新規則」という。))第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。)は、相当の地方支分部局の長がした許可その他の処分とみなし、この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対してした申請、届出その他の行為は、相当の地方支分部局の長に対してした申請、届出その他の行為とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(新規則第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。))で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により相当の地方支分部局の長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一八年一月二五日農林水産省・環境省令第一号)

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則(平成一八年八月二二日農林水産省・環境省令第二号)

この省令は、平成十八年九月一日から施行する。

この省令は、平成十八年九月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二〇日農林水産省・環境省令第二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。
この省令は、平成十九年九月一日から施行する。
この省令は、平成十九年九月一日から施行する。
この省令は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三十一日農林水産省・環境省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、平成十九年九月一日から施行する。
この省令は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二七日農林水産省・環境省令第七号)
この省令は、平成二十年一月一日から施行する。
この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二六日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、平成二二年二月一日から施行する。
この省令は、平成二二年二月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二七日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、平成二三年七月一日から施行する。
この省令は、平成二三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年八月三〇日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、平成二五年九月一日から施行する。
この省令は、平成二五年九月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一〇日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、平成二六年六月十一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二六年八月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二三日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、平成二七年三月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二四日農林水産省・環境省令第二号)

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年五月二十九日)から施行する。
附 則 (平成二七年九月一八日農林水産省・環境省令第三号)
この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二九日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、平成二八年十月一日から施行する。
この省令は、平成二八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二二日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、別表第三の第一の五及び別表第四の第一の三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日農林水産省・環境省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月三〇日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年十一月二日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二六日農林水産省・環境省令第三号)
この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日農林水産省・環境省令第四号)
この省令は、令和三年八月十三日から施行する。

附 則 (令和四年六月二七日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日農林水産省・環境省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月二〇日農林水産省・環境省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二七日農林水産省・環境省令第一号)
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二十四号及び第二十五号、第三条第五号及び第六号、第十一条第六号、別表第三並びに別表第四の改正規定は令和五年六月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月一日農林水産省・環境省令第三号)
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年九月一日農林水産省・環境省令第三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第二百五十三号)の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。

附 則 (令和五年九月一日農林水産省・環境省令第三号)
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年九月二〇日農林水産省・環境省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定国内種事業に係る届出等に関する

項	種名	省令別記様式、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則様式第三及び様式第七並びに農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令別記様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
1	哺乳綱	3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
イ	イカンガルー目	附 則 (令和六年七月一日農林水産省・環境省令第三号) この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二百一十号)の施行の日(令和六年七月一日)から施行する。
1	オボツサム科	別表第一 未判定外来生物となる外来生物(第二十八条関係)
全種	Didelphis属(オボツサム属)	
(2)	クスクス科	
1	クスクス科に属する種のうちSpilocuscus maculatus(ブチクスクス)及びTrichosurus vulpecula(フクロギツネ)以外のもの	
ロ	食虫目	
(1)	はりねずみ科	
1	Ateleurix属(アフリカハリネズミ属)に属する種のうちAteleurix albiventris(ヨツツビハリネズミ)以外のもの	
2	Hemichinus属(オオミミハリネズミ属)全種	
3	Mesechinus属(メセキヌス属)全種	
ハ	霊長目	
(1)	おながざる科	

1	Macaca 属 (マカカ属) に属する種のうち Macaca caryllopis (タイワンザル)、Macaca fascicularis (カニクイザル)、Macaca fuscata (ニホンザル) 及び Macaca mulatta (アカゲザル) 以外のもの
二	齧歯目
(1)	りす科
1	Callosciurus 属 (ハイガシラリス属) に属する種のうち Callosciurus erythraeus (クリハラリス) 及び Callosciurus finlaysonii (フィンレイソンリス) 以外のもの
2	Sciurus 属 (リス属) に属する種のうち Sciurus carolinensis (トウブハイロリス)、Sciurus lis (ニホンリス) 及び Sciurus vulgaris (キタリス) 以外のもの
ホ	食肉目
(1)	いたち科
1	Mustela 属 (イタチ属) に属する種のうち Mustela erminea (オコジョ)、Mustela itatsi (ニホンイタチ)、Mustela nivalis (イイズナ)、Mustela putorius furo (フェレット)、Mustela sibirica (チョウセンイタチ) 及び Mustela vison (アメリカミンク) 以外のもの
(2)	マンゲース科
1	マンゲース科に属する種のうち Herpestes auropectatus (フィリマンゲース)、Herpestes javanicus (ジャワマンゲース) 及び Mungos mungo (シママンゲース) 並びに Suricata a 属 (スリカタ属) 全種以外のもの
(1)	ししか科
へ	偶蹄目

1	Muntiacus 属 (ホエジカ属) に属する種のうち Muntiacus reevesi (キョン) 以外のもの
二	鳥綱
イ	かも目
(1)	かも科
1	Branta 属 (ブランタ属) に属する種のうち Branta bernicla (コクガン)、Branta canadensis (カナダガン)、Branta hutchinsii leucoparrea (シジュウカラガン) 及び Branta hutchinsii minima (ヒメシジュウカラガン) 以外のもの
ロ	すずめ目
(1)	ちめどり科
1	ちめどり科に属する種のうち Garrulax canorus (ガビチョウ)、Garrulax cinereus (ヒゲガビチョウ)、Garrulax perspicillatus (カオグロガビチョウ)、Garrulax sannio (カオジロガビチョウ) 及び Leiothrix lutea (ソウシチョウ) 以外のもの
三	爬虫綱
イ	とかげ亜目
(1)	たてがみとかげ科
1	Anolis 属 (アノール属) に属する種のうち Anolis allogus (アノリス・アルログス)、Anolis aeneus (アノリス・アングスタケウス)、Anolis angusticeps (アノリス・アングステイクス)、Anolis carolinensis (グリーンアノール)、Anolis equestris (ナイトアノール)、Anolis garmani (ガーマンアノール)、Anolis hoholechis (アノリス・ホモレキス) 及び Anolis sagrei (ブラウンアノール) 以外のもの
2	Norops 属 (ノロプス属) 全種
ロ	へび亜目

1	namibiko 科
(1)	Boiga 属 (オオガシラ属) に属する種のうち Boiga cyanea (ミドリオオガシラ)、Boiga cyonodon (イヌバオオガシラ)、Boiga dendrophila (マンダロヘビ)、Boiga irregularis (ミナミオオガシラ) 及び Boiga nigriceps (ボウシオオガシラ) 以外のもの
2	Elaphe taeniura (スジオナメラ) のうち Elaphe taeniura friesi (タイワンスジオ) 及び Elaphe taeniura schmackeri (サキシマスジオ) 以外のもの
(2)	くさりへび科
1	Protobothrops 属 (ハブ属) に属する種のうち Protobothrops elegans (サキシマハブ)、Protobothrops flavoviridis (ハブ)、Protobothrops mucrosquamatus (タイワンハブ) 及び Protobothrops tokarensis (トカラハブ) 以外のもの
四	両生綱
イ	無尾目
(1)	ひきがえる科
1	Bufo 属 (ヒキガエル属) に属する種のうち Bufo cognatus (ブレンズヒキガエル)、Bufo debilis (テキサスミドリヒキガエル)、Bufo garzarizans miyakonis (ミヤコヒキガエル)、Bufo guttatus (キンイロヒキガエル)、Bufo japonicus (ニホンヒキガエル)、Bufo marinus (オオヒキガエル)、Bufo melanostictus (ヘリグロヒキガエル)、Bufo paracnemis (ロココヒキガエル)、Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)、Bufo quercicus (オークヒキガエル)、Bufo regularis (アフリカヒキガエル)、B

1	Bufospeciosus (テキサスヒキガエル)、Bufo terrestris (ナンブヒキガエル)、Bufo torrenticola (ナガレヒキガエル)、Bufo typhonius (コノハヒキガエル)、Bufo valliceps (ガルフコーストヒキガエル) 及び Bufo viridis (ヨロツパミドリヒキガエル) 以外のもの
(2)	あまがえる科
1	Osteopilus 属 (ズツキガエル属) に属する種のうち Osteopilus septentrionalis (キューバズツキガエル) 以外のもの
(3)	あかがえる科
1	Rana clamitans (ブロンズガエル)
2	Rana gryllio (ブタゴエガエル)
3	Rana heckscheri (リバーフロッグ)
4	Rana okaloosae (フロリダボツグフロッグ)
5	Rana septentrionalis (ミンクフロッグ)
6	Rana virgatipes (カーペンターフロッグ)
(4)	あおがえる科
1	Polydectes 属 (シロアゴガエル属) に属する種のうち Polydectes leucomyx (シロアゴガエル) 以外のもの
五	条鱗亜綱
イ	なまず目
(1)	イクトルルス科
1	Ameiurus 属 (アメイルス属) に属する種のうち Ameiurus nebulosus (ブラウンブルヘッド) 以外のもの
2	Ictalurus 属 (イクトルルス属) に属する種のうち Ictalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ) 以外のもの
ロ	すずぎ目
(1)	サンフィッシュ科

六	昆虫綱	1	Siniperca属(ケツギョ属)に属する種のうちSiniperca huatsi(ケツギョ)及びSiniperca scherzeri(コウライケツギョ)以外のもの
1	(5) けつぎよ科	4	Zingel属(ズインゲル属)全種
3		2	Perca属(ペルカ属)に属する種のうちPerca fluviatilis(ヨーロッパパーチ)以外のもの
1	(4) パーチ科	4	Percichthys属(ペルキクテユス属)全種
3		2	Macquaria属(マククアリア属)に属する種のうちMacquaria ambigua(ゴールドンパーチ)以外のもの
1	(3) ペルキクテイス科	1	Gadopsis属(ガドプスイス属)全種
2		1	Maccullochella属(マクルケルラ属)に属する種のうちMaccullochella peelii(マールココッド)以外のもの
1	(2) モロネ科	1	モロネ科に属する種のうちMorone americana(ホワイトパーチ)、Morone chrysops(ホワイトバス)及びMorone saxatilis(ストライプトバス)以外のもの
1	(1) サンフィッシュ科に属する種のうちLe pomis macrochirus(ブールギル)、Micropterus dolomieu(コクチバス)及びMicropterus salmoides(オオクチバス)以外のもの		

1	(1) みつばち科	1	Bombus属(マルハナバチ属)に属する種のうちBombus ardens, Bombus ardens sakagami(エゾコマルハナバチ)、Bombus ardens tsushimanus(ツシマコマルハナバチ)、Bombus beaticola, beaticola (ヒメマルハナバチ)、Bombus beaticola moshkarareppus(アイヌヒメマルハナバチ)、Bombus beaticola shikotanensis(シコタンヒメマルハナバチ)、Bombus consobrinus, wittenburgi(ナガマルハナバチ)、Bombus deuteronymus(ハイイロマルハナバチ)、Bombus deuteronymus maruhana bachi(ホンシユウハイイロマルハナバチ)、Bombus diversus(トラマルハナバチ)、Bombus diversus tersatus(エゾトラマルハナバチ)、Bombus florilegus(ノサツマルハナバチ)、Bombus honshuensis, honshuensis(ミヤママルハナバチ)、Bombus honshuensis tkalcui(エゾミヤママルハナバチ)、Bombus hypnorumkoropokkurus(アカマルハナバチ)、Bombus hypocrita(オオマルハナバチ)、Bombus hypocrita sapporoensis(エゾオオマルハナバチ)、Bombus ignitus(クロマルハナバチ)、Bombus oceanicus(チシママルハナバチ)、Bombus pseudobaicalensis(ニセハイイロマルハナバチ)、Bombus schrenckii(シュレンクマルハナバチ)、Bombus schrenckii
---	-----------	---	--

1	(1) よこえび科	1	Dikerogammarus属(デイケロガンマルス属)に属する種のうちDikerogammarus villosus(デイケロガンマルス・ヴィロス)以外のもの
七	甲殻綱	イ	よこえび目
八	腹足綱	イ	まいまい目
1	(1) ハプロトレマティダエ科	1	ハプロトレマティダエ科
1	(2) オレアキニダエ科	1	オレアキニダエ科
1	(3) オレアキニダエ科	1	オレアキニダエ科
1	(4) スピラクスイダエ科	1	スピラクスイダエ科
1	(5) ねじれがい科	1	ねじれがい科
1	(6) おかちようじがい科	1	ねじれがい科に属する種のうちIndonea bicolor(ソメワケダワラガイ)、Sinoennea dessecoata(コメツブダワラガイ)、Sinoennea insulana(ツヤダワラガイ)、Sinoennea iwakawa(タワラガイ)、Sinoennea miyakojimana(ミヤコダワラガイ)及びSinoennea yonakunijimana(ヨナクニダワラガイ)以外のもの

1	(1) おながざる科	1	Macaca属(マカカ属)に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうちMacacacacafuscata(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及びMacacacacafuscata(アカゲザル)がMacacacacafuscata(ニホンザル)に属する種のうちAllopeas bravissipirum(マルオカチヨウジガイ)、Allopeas clavulinum, kyoptense(オカチヨウジガイ)、Allopeas gracilis(オオオカチヨウジガイ)、Allopeas heudei(ユウドウオカチヨウジガイ)、Allopeas javanicum(トクサオカチヨウジガイ)、Allopeas mauritianum, obessipira(シリプトオカチヨウジガイ)、Allopeas pyrogula(ホソオカチヨウジガイ)、Allopeas satsumense(サツマオカチヨウジガイ)、Ruminadecollata(オオクビキレガイ)及びSubulina octona(オカチキレガイ)以外のもの
第二	植物界	1	せり科
1	(1) せり科	1	Hydrocotyle bonariensis(ヒュドロコティレ・ボナリエンスイス)
2		2	Hydrocotyle umbellata(ヒュドロコティレ・ウンベルラタ)
備考			括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
別表第二	未判定外来生物となる外来生物(第二十八条関係)		
項	種類名		
第一	動物界		
一	哺乳綱		
イ	霊長目		

ホンザル)と交雑することにより生じた生物以外のもの

二 条鱈亜綱

ロ すずき目

(1) モロネ科

1 モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうち Morone chrysops (ホワイトバス) が Morone saxatilis (ストライプトバス) と交雑することにより生じた生物以外のもの

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物(第三十条関係)

項	種名
第一	動物界
一	哺乳綱
イ	カンガルー目
(1)	オポッサム科
(2)	オポッサム科全種
1	クスクス科
ロ	クスクス科全種
1	食虫目
(1)	はりねずみ科
1	Atelerix 属 (アフリカハリネズミ属) 全種
2	Erinaceus 属 (ハリネズミ属) 全種
3	Hemiechinus 属 (オオミミハリネズミ属) 全種
4	Mesechinus 属 (メセキヌス属) 全種
ハ	霊長目
(1)	おながざる科
1	Macaca 属 (マカカ属) 全種
ニ	齧歯目
(1)	パカ科
1	パカ科全種
(2)	フチア科
1	フチア科全種
(3)	パカラナ科
1	パカラナ科全種
(4)	ヌートリア科

1	ヌートリア科全種
(5)	りす科
1	りす科全種
(6)	ねずみ科
1	Ondatra 属 (マスカラット属) 全種
ホ	食肉目
(1)	あらいぐま科
1	Procyon 属 (アライグマ属) 全種
(2)	いたち科
1	Mustela 属 (イタチ属) 全種
(3)	マングース科
1	マングース科全種
ヘ	偶蹄目
(1)	しか科
1	Axix 属 (アキシジカ属) 全種
2	Cervus 属 (シカ属) 全種
3	Dama 属 (ダマシカ属) 全種
4	Elaphurus davidianus (シフゾウ)
5	Muntiacus 属 (ホエジカ属) 全種
二	鳥綱
イ	かも目
(1)	かも科
1	Branta 属 (ブランタ属) 全種
ロ	すずめ目
(1)	ひよどり科
1	Pycnonotus 属 (シロガシラ属) 全種
(2)	ちめどり科
1	ちめどり科全種
三	爬虫綱
イ	かめ目
(1)	かみつしがめ科
1	かみつしがめ科全種
(2)	ぬまがめ科
1	Trachemys 属 (アカミミガメ属) 全種
(3)	いしがめ科
1	Mauremys 属 (イシガメ属) 全種
ロ	とかげ亜目
(1)	アガマ科
1	Japalura swinhonis (スウインホーキノボリトカゲ)
(2)	たてがみとかげ科

1	Anolis 属 (アノール属) 全種
2	Norops 属 (ノロプス属) 全種
ハ	へび亜目
(1)	なみへび科
1	Boiga 属 (オオガシラ属) 全種
2	Psammodynastes 属 (チャマダラへび属) 全種
3	Elaphe taeniura (スジオナメラ)
4	Elaphe radiata (ホウシヤナメラ)
(2)	くさりへび科
1	Bothrops 属 (ヤジリハブ属) 全種
2	Protobothrops 属 (ハブ属) 全種
四	両生綱
イ	無尾目
(1)	ひきがえる科
1	Bufo 属 (ヒキガエル属) 全種
(2)	あまがえる科
1	Osteopilus 属 (ズツキガエル属) 全種
(3)	ゆびなががえる科
1	Eleutherodactylus 属 (コヤスガエル属) 全種
(4)	じむぐりがえる科
1	Kaloula pulchra (アジアジムグリガエル)
(5)	あかがえる科
1	Rana catesbeiana (ウシガエル)
2	Rana clamitans (ブロンズガエル)
3	Rana gryllio (ブタゴエガエル)
4	Rana heckscheri (リバーフログ)
5	Rana okaloosae (フロリダボグフログ)
6	Rana septentrionalis (ミンクフログ)
7	Rana virgatipes (カーペンターフログ)
(6)	あおがえる科

1	Polypodates 属 (シロアゴガエル属) 全種
ロ	有尾目
(1)	おおさんしょうお科
1	Andrias 属 (オオサンショウウオ属) 全種
五	条鱈亜綱
イ	ガール目
(1)	ガール科
1	ガール科全種
ロ	こい目
(1)	こい科
1	Acheilognathus 属 (タナゴ属) 全種
ハ	なまず目
(1)	ぎぎ科
1	Tachysurus 属 (ギバチ属) 全種
(2)	イクトルルス科
1	Ameiurus 属 (アメイウルス属) 全種
2	Ictalurus 属 (イクトルルス属) 全種
3	Pylodictis olivaris (フラットヘッドキヤットフィッシュ)
(3)	なまず科
1	Silurus 属 (ナマズ属) 全種
ニ	かわかます目
(1)	かわかます科
1	かわかます科全種
ホ	かだやし目
(1)	かだやし科
1	Gambusia affinis (カダヤシ)
2	Gambusia holbrooki (ガンブスィア・ホルブロオキ)
ヘ	すずき目
(1)	サンフィッシュ科
1	サンフィッシュ科全種
(2)	はぜ科
1	Neogobius 属 (ネオゴビウス属) 全種
(3)	あかめ科
1	あかめ科全種
(4)	モロネ科

1	モロネ科全種
(5)	ナンダス科
1	ナンダス科全種
(6)	ペルキクテイス科
1	Gadopsis 属 (ガドプスイス属) 全種
2	Maccullochella 属 (マクルケルラ属) 全種
3	Macquaria 属 (マククアリア属) 全種
4	Percichthys 属 (ペルキクテイス属) 全種
(7)	パーチ科
1	Gymnocyphalus 属 (ギムノケフアルス属) 全種
2	Percal 属 (ペルカ属) 全種
3	Sander 属 (サンデル属) 全種
4	Zingel 属 (ズインゲル属) 全種
(8)	けつぎよ科
1	Siniperca 属 (ケツギョ属) 全種
六	昆虫綱
イ	ちよう目
(1)	たてはちよう科
1	Hestina assimilis (アカボシゴマダラ)
ロ	甲虫目
(1)	むねあかせんちこがね科
1	むねあかせんちこがね科全種
(2)	かみきりむし科
1	Anoplophora glabripennis (ツヤハダゴマダラカミキリ)
2	Aprionaswainsoni (サビロクワカミキリ)
3	Arromia bungi (クビアカツヤカミキリ)
(3)	まんまるこがね科
1	まんまるこがね科全種
(4)	ほそまぐそくわがた科
1	ほそまぐそくわがた科全種
(5)	せんちこがね科
1	せんちこがね科全種
(6)	ひげぶとはなむぐり科
1	ひげぶとはなむぐり科全種

(7)	にせこぶすじこがね科
1	にせこぶすじこがね科全種
(8)	あつばこがね科
1	あつばこがね科全種
(9)	くわがたむし科
1	くわがたむし科全種
(10)	あかまだらせんちこがね科
1	あかまだらせんちこがね科全種
(11)	くろつやむし科
1	くろつやむし科全種
(12)	ふゆせんちこがね科
1	ふゆせんちこがね科全種
(13)	こがねむし科
1	こがねむし科全種
(14)	こぶすじこがね科
1	こぶすじこがね科全種
ハ	はち目
(1)	みつばち科
1	Bombus 属 (マルハナバチ属) 全種
(2)	あり科
1	Lepisiota frauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)
2	Linepithema humile (アルゼンチンアリ)
3	Solenopsis 属 (トフシアリ属) 全種
4	Wasmannia auropunctata (コカミアリ)
(3)	すずめばち科
1	Vespa 属 (スズメバチ属) 全種
七	甲殻綱
イ	よこえび目
(1)	よこえび科
1	Dikergammarus 属 (デイケロガンマルス属) 全種
ロ	えび目
(1)	ざりがに科
1	ざりがに科全種
(2)	アメリカざりがに科
1	アメリカざりがに科全種
(3)	アジアざりがに科
1	アジアざりがに科全種
(4)	みなみざりがに科
1	みなみざりがに科全種

(5)	もくずがに科
1	Eriocheir 属 (モクズガニ属) 全種
八	くも綱
イ	さそり目
1	さそり目全種
ロ	くも目
(1)	じようごも科
1	Atrax 属 (アトラクス属) 全種
2	Hadronyche 属 (ハドロニユケ属) 全種
(2)	いとぐも科
1	Loxosceles 属 (イトグモ属) 全種
(3)	ひめぐも科
1	Latrodectus 属 (ゴケグモ属) 全種
九	二枚貝綱
イ	いがい目
(1)	いがい科
1	Limoperna 属 (カワヒバリガイ属) 全種
ロ	まるすだれがい目
(1)	かわほととぎすがい科
1	Dreissena bugensis (クワツガイ)
2	Dreissena polymorpha (カワホトトギスガイ)
十	腹足綱
イ	まいまい目
(1)	ハプロトレマティダエ科
1	ハプロトレマティダエ科全種
(2)	オレアキニダエ科
1	オレアキニダエ科全種
(3)	ぬりつやまいまい科
1	ぬりつやまいまい科全種
(4)	スピラクスイダエ科
1	スピラクスイダエ科全種
(5)	ねじれがい科
1	ねじれがい科全種
(6)	おかちようじがい科
1	おかちようじがい科全種
十一	渦虫綱
イ	三岐腸目

(1)	やりがたりくうずむし科
1	Platydemus manokwari (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)
第二	植物界
(1)	ひゆ科
1	Alternanthera 属 (ツルノゲイトウ属) 全種
(2)	せり科
1	Hydrocotyle 属 (チドメグサ属) 全種
(3)	さといも科
1	Pistia stratiotes (ポタンウキクサ)
(4)	あかうきくさ科
1	Azolla 属 (アカウキクサ属) 全種
(5)	きく科
1	Coreopsis 属 (ハルシヤギク属) 全種
2	Gymnocoronis 属 (ミズヒマワリ属) 全種
3	Mikania 属 (ツルギク属) 全種
4	Rudbeckia 属 (オオハンゴンソウ属) 全種
5	Senecio 属 (キオン属) 全種
(6)	うり科
1	Sicyos 属 (アレチウリ属) 全種
(7)	もうせんごけ科
1	Drosera 属 (モウセンゴケ属) 全種
(8)	ありのとうぐさ科
1	Myriophyllum 属 (フサモ属) 全種
(9)	たぬきも科
1	Utricularia 属 (タヌキモ属) 全種
(10)	あかばな科
1	Ludwigia 属 (チョウジタデ属) 全種
(11)	いね科
1	Amophila 属 (オオハマガヤ属) 全種
2	Spartinia 属 (スバルテイナ属) 全種
(12)	ごまのはぐさ科

1	Veronica 属 (クワガタソウ属) 全種
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
別表第四	種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)
項	種類名
第一	動物界
一	哺乳綱
イ	霊長目
(1)	おながびる科
1	Macaca 属 (マカカ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物
二	爬虫綱
イ	かめ目
(1)	ぬまがめ科
1	Trachemys scripta (アカミミガメ) が Pseudemys 属 (クイターガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物
2	Trachemys scripta (アカミミガメ) が Chrysemys 属 (ニシキガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物
(2)	いしがめ科
1	Mauremys sinensis (ハナガメ) が いしがめ科 に属する他の種と交雑することにより生じた生物
三	両生綱
イ	有尾目
(1)	おおさんしょうお科
1	Andrias 属 (オオサンショウウオ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物
四	条鱗亜綱
イ	ガール目
(1)	ガール科
1	ガール科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
ロ	かわかます目
(1)	かわかます科
1	かわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
ハ	すずぎ目

(1)	モロネ科
1	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
五	昆虫綱
イ	はち目
(1)	あり科
1	Solenopsis 属 (トフシアリ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。

様式第一 (第四条第四項関係)

様式第一 (第四項関係)

種 名

属 名

科 名

目 名

綱 名

階級

特定外来生物の種名等について (許可可)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第26号) 第9条の規定に基づき、種名の申請について許可の届出を申請する。

許可情報	
申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種名	
種名等目的	
種名等目的数量	
種名等届出	
許可の有効期限	

備考 この許可届の届出のときは、日本農業機械法とする。

様式第二 (第十一条の四関係)

様式第二 (第十一條の四關係)

種 名

属 名

科 名

目 名

綱 名

階級

特定外来生物の種名等について (許可可)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第26号) 第9条の規定に基づき、種名の申請について許可の届出を申請する。

許可情報	
申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種名	
種名等目的	
種名等目的数量	
種名等届出	
許可の有効期限	

備考 この許可届の届出のときは、日本農業機械法とする。

様式第三（第十二条第一項、第三十三条関係）

様式第三（第十二条第一項、第三十三条関係）

（表）

第 号	記入検査等をする職員の名簿を申請する申請書
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日 生	
年 月 日 受 付	
年 月 日 届 付	
署 長 印	

（注）この証明書を提出する者は、下記に掲げる箇条の事項のうち、該当の有無の欄に該当のある箇条の欄に「○」を記入し、該当するものを記入する。

箇 条 の 項 目	該当の有無

（備考）1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 表の右側の欄に、この証明書を使用して行う記入検査等に該当する法令の名称を記載することとする。
 3 該当の有無の欄に、記入検査等をする職員を有する場合は「○」を、無い場合は「-」を記載することとする。
 4 記載する法令の名称の欄に記入して、行を複数記入すること、欄2欄について、その欄に「-」を記載して記載することができる。
 5 欄3は、欄4を複数記載することとする。
 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて写真を添付し、捺印することとする。

様式第三の二（第十二条第二項関係）

様式第三の二（第十二条第二項関係）

（表）

第 号	記入検査等をする職員の職務をする身分を申請する申請書
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日 生	
年 月 日 受 付	
年 月 日 届 付	
署 長 印	

（注）この証明書を提出する者は、下記に掲げる箇条の事項のうち、該当の有無の欄に該当のある箇条の欄に「○」を記入し、該当するものを記入する。

箇 条 の 項 目	該当の有無

（備考）1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 表の右側の欄に、この証明書を使用して行う記入検査等に該当する法令の名称を記載することとする。
 3 該当の有無の欄に、記入検査等をする職員を有する場合は「○」を、無い場合は「-」を記載することとする。
 4 記載する法令の名称の欄に記入して、行を複数記入すること、欄2欄について、その欄に「-」を記載して記載することとする。
 5 欄3は、欄4を複数記載することとする。

様式第三の三（第十二条第三項関係）

様式第三の三（第十二条第三項関係）

（表）

第 号	特許外発生物による発明権侵害の疑念がある特許権の権利者等に対する特許権侵害の疑念を申請する申請書
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日 生	
年 月 日 受 付	
年 月 日 届 付	
署 長 印	

（注）この証明書を提出する者は、下記に掲げる箇条の事項のうち、該当の有無の欄に該当のある箇条の欄に「○」を記入し、該当するものを記入する。

箇 条 の 項 目	該当の有無

（備考）1 この証明書を提出する者は、下記に掲げる箇条の事項のうち、該当の有無の欄に該当のある箇条の欄に「○」を記入し、該当するものを記入する。
 2 表の右側の欄に、この証明書を使用して行う特許権侵害の疑念の調査等に該当する法令の名称を記載することとする。
 3 該当の有無の欄に、特許権侵害の疑念を有する場合は「○」を、無い場合は「-」を記載することとする。
 4 記載する法令の名称の欄に記入して、行を複数記入すること、欄2欄について、その欄に「-」を記載して記載することとする。
 5 欄3は、欄4を複数記載することとする。

様式第四（第二十四条第二項及び第二十六条第二項関係）

様式第四（第二十四条第二項及び第二十六条第二項関係）

（表）

第 号	特許外発生物による発明権侵害の疑念がある特許権の権利者等に対する特許権侵害の疑念を申請する申請書
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日 生	
年 月 日 受 付	
年 月 日 届 付	
署 長 印	

（注）この証明書を提出する者は、下記に掲げる箇条の事項のうち、該当の有無の欄に該当のある箇条の欄に「○」を記入し、該当するものを記入する。

箇 条 の 項 目	該当の有無

（備考）この証明書の記載事項については、必要に応じて写真を添付し、捺印することとする。

